

令和 7 年度
たつの市
電気自動車急速充電器設置事業者
募 集 要 項

たつの市市民生活部環境課

1 募集物件

募集物件は下記のとおりです。

種類	設置場所	面積	台数
電気自動車急速充電器	たつの市揖保川総合支所 駐車場内	駐車区画 3 台分 37.5 m ²	1 台

- (1) 物件の種類について、電気自動車の充電設備（1 基）及び附帯設備とし、急速充電器に限る。
- (2) 充電設備の仕様については、急速充電器の出力は、1口120kW以上とする。
- (3) 充電設備には、設置事業者が設置する急速充電器、キュービクル（閉鎖配電盤）、電気配線、機器の基礎部分を含む。
- (4) 駐車場入口付近には、急速充電器の設置場所を示す案内板を掲示すること。
- (5) 設置場所は「たつの市揖保川総合支所駐車場」（たつの市揖保川町正条279番地1）内の用地とし、別紙「たつの市揖保川総合支所駐車場設置場所」に記載の範囲とする。

2 応募資格要件

次の要件を満たす法人に限り、応募可能とする。

- (1) 募集開始日から設置事業者の決定日までに、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者
- (2) たつの市入札参加資格制限基準（平成17年告示第93号）に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てがなされていない者又はこれらの申立てがなされた場合であって、募集開始日の前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の許可決定を受けている者
- (4) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成24年告示第1号）第3条に規定する入札参加排除措置を受けていない者
- (5) 市税等の滞納がない者

3 設置条件等

(1) 使用料等

ア 設置事業者の許可方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）により設置すること。

イ 使用許可期限

使用許可の期間は、設置日から5年以内とするが、充電設備に不具合等がない場合は、さらに耐用年数（上限10年以内）まで許可期間を延長できる。

ウ 土地使用料

たつの市使用料条例第3条の規定に基づく、行政財産の目的外使用による土地使用料のその他のもの、「1年につき、使用部分の公有財産価格の100分の4に相当する額」を決定し、使用料を徴収する。

ただし、公有財産価格は、3年ごとの評価替え時に見直すものとする。

エ その他の必要経費

電気自動車急速充電器の設置及び撤去やその他必要な工事等の経費、設備等を電力会社の系統に連携するために発生する工事費負担金等やその他調整費、設備の管理運営に係る一切の経費（電気代、通信費を含む）については、設置事業者が負担すること。

(2) 使用上の制限

ア 電気自動車急速充電器を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。

イ 充電料金は、周辺施設等の急速充電器の料金を踏まえた設定となるよう考慮すること。

(3) 維持管理責任

ア 設置事業者の責任で損害保険及び施設賠償責任保険に加入するなど、安全管理に努めること。

イ 電気自動車急速充電器には管理者の連絡先を明示し、故障等が発生した場合は、設置事業者の負担で、速やかに修理等の処置を行うこと。なお、設置した電気自動車急速充電器の本体及び付属品が第三者により毀損された場合、一切の補償を市に請求することはできない。

ウ 市からの求めに応じて、毎月末から30日以内に電気自動車急速充電器の利用状況や電力使用量の月別の実績報告を行うこと。

(4) 使用許可の取消し及び変更

許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可を取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を市に請求することができない。ただし、市が原状に回復することを要しないと認めたときは、この限りでない。

4 募集に関する質問

(1) 提出期限

令和7年4月28日（月）午後3時（必着）

(2) 提出場所

たつの市市民生活部環境課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

(3) 提出方法

事前に連絡の上、任意様式によりたつの市市民生活部環境課へメール送信にて提出すること。(kankyo@city.tatsumo.lg.jp) 提出後、環境課に電話連絡により到着確認を行うこと。

電話番号：0791-64-3150

(4) 回答

回答期限 令和7年4月30日(水)

質問に対する回答は、市ホームページで公表する。ただし、回答後再質問は受け付けない。

5 応募手続き

(1) 提出期限

令和7年5月8日(木) 午後5時必着

(2) 提出場所

たつの市市民生活部環境課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

(3) 提出書類(各1部)

ア たつの市電気自動車急速充電器設置応募申込書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 設置する電気自動車急速充電器の仕様書(A4版用紙による)

エ 印鑑証明書(写し可)

オ 履歴事項全部証明書(写し可)

カ 完納証明書(写し可)

- ・たつの市が発行する「市税の完納証明書」(たつの市に納税義務がある場合)
- ・国税(所得税、法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(その3の2又はその3の3)

(4) 提出方法

配達証明にて郵送(その他の方法は受け付けない。)

(5) その他

ア 提出書類は、理由を問わず返却しない。

イ 提出書類は、設置事業者決定以外には使用しない。

ウ 提出書類は、必要に応じて複写する場合がある。

エ 提出書類は、非公開とすべき個人情報等を除いて情報公開の請求により開示する場合がある。

カ 書類不備等により、応募資格を満たしていない場合には、その旨連絡の上、再提出を求める。再提出に応じない場合は対象から除外する。

6 業者決定

(1) 決定日

令和7年5月9日（金）午後1時30分

(2) 決定場所

たつの市役所 本館2階204会議室

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

(3) 設置事業者の決定について

複数事業者からの応募があった場合は、必要な資格を満たしている者の中から、くじ引きにより設置事業者を決定する。くじ引きの際、応募者の代理人が来られる場合は、別紙の委任状（様式第3号）を持参すること。なお、応募者本人又は代理人が市の指定する場所に立ち会うことができない場合は、本件事務に関係ない職員にくじを引かせ設置事業者を決定する。

結果については、応募者数、設置事業者名を市ホームページで公表する。

7 使用許可

(1) 設置事業者に決定した者は、市が指定する供用開始日までに、たつの市公有財産管理規則第17条第2項の規定により行政財産目的外使用許可申請書を提出すること。

(2) 使用許可の手続きに係る一切の費用については、設置事業者が負担すること。

(3) 設置事業者に決定した者は、令和8年3月31日までに、電気自動車急速充電器が使用できる状態にすること。

(4) 提出書類

ア 行政財産目的外使用許可申請書（たつの市指定様式）

イ 設置場所の図面

ウ 設置する電気自動車用急速充電器の仕様書

8 設置事業者の決定の解除

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を解除する。

(1) 正当な理由がなく、市が指定する期日までに使用許可申請を行わなかった場合。

(2) 設置事業者が応募資格要件を満たさなくなった場合、若しくは満たさないことが判明した場合。

(3) 著しく社会的信用を損なう等によりたつの市揖保川総合支所への設置事業者としてふさわしくないと市が判断した場合。